



サウスウェスト SELPA

特殊教育ローカルプラン地域

保護者の権利および手続き上保障

[この書類は、今後の参考のために保存してください]

保護者/生徒各位:

この通知は、あなたの子どもが特殊教育プログラムに配置される可能性が検討中である、または、既に配置されているために、配布されています。また、この通知は、18歳となり、通知を受ける権利を持つ子どもにも配布されます。お子さんが特殊教育を勧められ、一般教育プログラムの全ての選択肢が検討され、お子さんのために適切に活用されているのであれば、あなたには特殊教育へ照会手続きを開始する権利があります。

カリフォルニア州においては、生誕時から21歳までの障害を持つ子どもたちに、特殊教育が提供されています。あなたとお子さんは、特殊教育プレースメントとサービスのための評価や識別の過程において、連邦および州の法律により保護されます。障害を持つ子どもの保護者は、個別教育プログラムの行程に参加する権利を有し、これには、IEPの作成、無料で適切な公共教育の有無や、公立、非公立に関わらず、全ての代替プログラムの可能性について通知を受ける権利が含まれます。

あなたには、この通知を、第一言語/母国語か、あるいはそのほかのコミュニケーション手段（手話、点字など）で受け取る権利がありますが、実現可能でないことが明確な場合はその限りではありません。これらの権利は、あなたの第一言語/母国語が文字言語でない場合は、口頭で訳されることもできます。この通知は、年に一度に限り提供されますが、(1)あなたの要請により、(2)お子さんの初回の特殊教育評価の際、(3)お子さんの再評価時、(4)校則違反などによりプレースメントの変更が行われ除外される場合、(5)州へ苦情を陳情する場合、(6)適正手続きによる聴聞会の要請の受領時などにも配布されます。手続き上の保障に関するこの資料は、可能であれば、学区のウェブサイトで閲覧したり、ご希望に応じて電子メールでお送りしたり、できる場合もあります。こうしたオプションが可能かどうかは、地域の学区にお問い合わせください。

以下の定義は権利の声明の理解を助けるためのものです。この手引きの内容や利用に関して、さらに詳細が必要な場合は、居住地域の学区の特殊教育ディレクターにお問い合わせください。電話番号は本状の最終ページに記載されています。

定義

障害を持つ児童：障害者教育条例（Individuals with Disabilities Education Act（IDEA））では、「障害を持つ児童」を、知的障害、ろうなどの聴覚障害、言語障害、盲目などの視覚障害、情緒不安定、整形障害、自閉症、外傷性の脳損傷、その他の健康障害、または特定の学習障害をもち、それが理由で特殊教育や関連サービスを必要とする児童と定義しています。

承認：承認とは以下のことを意味します：(1)保護者は、母国語またはその他のコミュニケーション手段で、承認が求められる活動に関連する全ての情報を提供されたこと、(2)保護者はその活動を理解し書面で同意し、署名された同意書には活動内容が説明されており、公表される記録のリスト、そして、活動を開始または実施するために誰に記録が公表されるのかが記載されていること、(3)保護者は、承認するのは自身の自由意志によるもので、いつでも撤回することができることを理解していること：ただし、承認撤回する場合、すでに発生した行為を撤回することにはなりません。

評価：教育規定セクション 56320-56339 および 20U.S.C. セクション 1414(a)、(b)、(c)に準じ、様々なテストや尺度を使って、お子さんに障害があるか、そしてそうであれば、お子さんの教育に役立つ、特殊教育および関連サービスの内容や範囲を判断するために、評価が行われます。評価のツールは各児童ごとに個々に選択され、地方教育機関に雇用されている力量のある専門家によって実施されます。テストや評価の材料や手段は、人種、文化、または性別に基づく差別のないように選択され、実施されます。テストや評価で使われる資料や手段は、明らかに実現不可能でない限りは、お子さんの母国語、またはコミュニケーション手段で提供され、実施されます。各児童に適切な教育プログラムを判断するための基準は、ただ1つの手段に依存するものではありません。

無料適切公共教育 (Free Appropriate Public Education “FAPE”)：以下の条件を満たす教育：(1)公共の費用で、公共の監督、指導のもとに無料で提供される；(2)カリフォルニア州教育局の基準に合致している；そして、(3)お子さんの教育上の恩恵に効果をもたらすよう開発された個別教育プログラム書に従って提供され、プレスクール、小学校、または中等高等学校のプログラムで実施される。

個別教育プログラム (Individual Education Program “IEP”)：お子さんの IEP チームにより作成されるもので、最低限以下の全内容が含まれます：(1)現在の学力および機能面のレベル、(2)計測可能な年間目標、(3)実用性のある範囲の仲間同士のリサーチに基づく、お子さんに提供される特殊教育と関連サービスおよび補助のエイドやサービスに関する記述、(4)お子さんが障害を持たない児童と共に参加できない一般教育プログラム範囲の説明、(5)IEPに含まれるプログラムやサービスの開始見込み日程、予想される期間、頻度、場所、(6)児童が目標を達成しているかどうかを、最低、年に一回ずつ判断するための適切な目標基準、評価方法、およびスケジュール。

最小制限環境 (Least Restrictive Environment “LRE”)：障害を持つ児童は、最大限の適正範囲で、障害を持たない児童と共に教育を受けるものとし、特別な授業、別な校舎、またはその他の手段で障害を持つ児童を通常教育プログラムから引き出すことは、障害の性質や重度から、通常クラスで補助のエイドやサービスを利用しても満足に教育が施されない場合にのみ発生します。

地方教育機関 (Local Educational Agency)：この機関には、学校区、郡教育局 (County Office of Education “COE”)、特殊教育ローカルプラン地域 (“SELPA”)、または SELPA のメンバーとして参加するチャーター校が含まれます。

成人権利の通告：お子さんは、18歳の年齢に達した際に、州の法律や手続きにより、機能不全と判断されない限り、その教育プログラムに関する情報のすべてを受け取り、すべての決断をする権利があります。カリフォルニア州の法律により、非保護の成人は、成人としての能力があるとみなされず。

保護者：保護者の定義には以下が含まれます：(1)児童の合法的な養育権を持つ者；(2)保護者や後見人が指名されていない成人した生徒；(3)祖父母、継親、または児童と同居しているその他の親戚を含め、生みの親、養子縁組による親の代理者の立場にいるもの；(4)保護者代理；(5)生みの親が法廷の命令により、その児童の教育に関する決断をする権力が制限されている場合の里親。

教育記録はどのようなときに閲覧でき、また、どうすれば閲覧できますか？

カリフォルニア州の公立学校に在籍する児童の保護者全員に、家族の教育権利及びプライバシー保護法 (“FERPA”) およびカリフォルニア州教育規定の下、記録を閲覧する権利があります。

教育記録とは、お子さんに直接関連していて、学校区、教育機関、または身分識別可能な情報を収集、維持、及び使用する機関、あるいはそれらの情報を得られる機関などが維持する情報のことです。さ

らに、連邦及び州の法により、教育記録は、名簿記録以外で学校の LEA が維持する、あるいは、職員の仕事の上で、手書き、印刷、音声テープ、フィルム、マイクロフィルム、コンピューター、その他の方法での記録が維持されることが義務付けられている、識別可能な児童に直接関連する情報内容、と定義づけられています。教育記録には、学校職員が自分や代理が使うために用意し、保管している非公式な個人的なメモは含まれません。もし記録上に、1名以上の児童の情報が含まれている場合、あなたは自身の子どもに関連する記録の部分だけを見ることが出来ます。

身分識別可能な情報には、以下が含まれます。(1)児童の氏名、その保護者、その他の家族の氏名、(2)児童の住所、(3)児童のソーシャルセキュリティ番号、生徒番号、または法廷の登録番号などの ID、(4)その児童を妥当な確実性を持って識別することを可能にする個人的な特徴のリストやその他の情報。

また、障害を持つ児童の保護者には以下の権利があるとされています。(1)その児童の身分識別、評価、教育上のプレースメント、およびその児童への FAPE の提供などに関する全ての教育記録に目を通すこと、(2)その記録に関する説明や解釈の合理的な要請に対し、LEA より回答を得ること。保護者はまた、FERPA に従い、代理人に、児童の記録を見せる権利があります。親権、別居、離婚などといった事項をつかさどる適当な州法の下で、保護者にその権利がないと LEA が助言を受けた場合を除き、LEA は、保護者が自身の子供に関する記録を見る権利があるとみなすことができます。これらの権利は、18歳になった、または、中等教育以降の教育機関に通う、非保護の生徒に譲渡されません。

各学校での記録の管理者は、その学校の校長です。サウスウエスト SELPA 内の各学校区の記録の管理者は、この書類の最終ページに記載されています。教育記録は、学校内、あるいは、学校区事務所に保管されていますが、いずれかの学校または学校区事務所にある記録の書面での要請は、すべての学校および学校区事務所からの記録の要請として取り扱われます。(要請された場合、)記録管理者が生徒記録の種類のリストや保管場所を全て知らせてくれます。特殊教育の記録は生徒がプログラムを離脱してから3年後に破棄されます。

各 LEA は、個人識別可能な情報の秘密性を、収集、保管、開示、および破棄の段階で守らなければなりません。各 LEA の職員一名が、個人識別可能情報の秘密性を確実にする責任を負わなければなりません。個人識別可能情報を収集または使用する者は全員、IDEA および FERPA の下での州の方針と手続きに関して、トレーニングまたは指導を受けなければなりません。各 LEA は、個人識別可能情報にアクセス可能な職員の名前と職種を記載した最新のリストを維持、公表しなければなりません。

IDEA の下で収集、維持、使用された個人識別可能情報が、お子さんに教育的サービスを提供するためには必要でなくなった場合、LEA はそのことを保護者に通知しなければなりません。記録が LEA にもはや必要ないことの通知を受けたら、その記録を破棄することを要請できます。それは物理的に破棄されるか、それ以降の児童の身分が識別されないように識別可能な内容を削除されるか、いずれかの方法によります。ただし、LEA は以下の内容を含める記録を永久保管することが義務付けられています。(1)児童の氏名、住所、電話番号；(2)児童の学年、出席記録、出席したクラス、修了した学年、修了した年度。

記録管理者は、お子さんの教育記録へのアクセスを、その教育記録を閲覧する権限のある者に限定します。これには、あなた、最低 16 歳または 10 年生を修了した生徒本人、記録の閲覧をあなたが許可する者、その記録に正当な教育上の関心のある学校職員、あなたのお子さんが指定する中等教育後の教育機関、および連邦、州、地方の教育機関の職員が含まれます。それ以外は、あなたが書面で記録の開示を許可したか、法廷の命令や該当法律に準じて記録が開示される場合を除いて、アクセスは拒

否されます。LEA は、学区職員および保護者以外の個人による情報閲覧に関しては、その時間、氏名、目的を示す記録をつけなければなりません。

IDEA の必要性に応じて参加機関の職員に個人識別可能情報が公開される前には、保護者の承諾を得ることは必要とされていません。ただし、以下の場合には例外です。(1)移行期のサービスを提供したり費用を負担したりしている参加機関の職員に個人識別可能情報が公開される前；(2)その児童が、保護者の在住する学区外の私立学校に通おうとしているか、すでに通っている場合、その児童の個人識別情報が、私立学校のある学区の職員と保護者の在住する学区の職員との間で公開される場合は、事前に保護者の承諾を取得しておかなければなりません。

教育記録の見直しやコピーは、必要以上に遅れることなく、また、IEP、適正手続きによる聴聞会、問題解決セッションなどに関するミーティングの前に、そして、要請があつてから5営業日以内に提供されます。情報の検索や取り出し費用はこの限りではありませんが、コピー費用はLEAのポリシーによって定められ、その課金がお子さんの教育記録へのアクセスを拒むことにならない限り、課金されます。一揃いの記録のコピーが提供されたら、同じ記録の追加コピーに関しては課金されます。

LEA が収集、維持、または使用する教育記録の情報が不正確、誤解を招きやすい、あるいは児童のプライバシーやその他の権利を侵害するものと思われる場合は、LEA に書面でその内容を訂正するように要請することができます。LEA があなたの要請に同意する場合は、記録は訂正され、要請が出されてから適切な期間内にあなたに通知されます。

要請があつてから30日以内にLEAがその訂正を拒否する場合、LEAは問い立てられた情報が不正確、誤解を招きやすい、またはその児童のプライバシーやその他の権利を侵害するものであるかどうかを判断するための聴聞会を求める権利があなたにあることを通知します。あなたが聴聞会を要請する場合は、LEAが適切な期間内に以下の条件で聴聞会を提供し、それは、FERPAで定められた手続きに従って行われます。

聴聞会後に審理委員会が、記録を訂正しないと決定した場合、あなたには、あなたが正しいと考える修正声明を書面で提出する権利があり、それは争点となっている書類に永久に添付されます。その声明は、その記録が開示された場合、添付されることとなります。

保護者またはLEAは、IEPチームミーティングを録音する権利があります。IEPを録音することを希望する場合は、ミーティングの少なくとも24時間前までに、IEPチームにそのことを知らせなければなりません。LEAが録音を要請し、そのことが原因で、保護者がIEPミーティングへの出席に異議を唱えたり、出席を拒否する場合は、録音は行われません。保護者には、録音したものを聞いて、場合によっては訂正する権利があります。

個別教育評価とは何ですか、また、それはどのように得ることができますか？

個別教育評価 (Independent Educational Evaluation "IEE") は、お子さんに教育を提供しているLEAに雇用されていないと同時に、カリフォルニア州教育局 (CDE) やLEAの同様の条件を満たす有資格の検査官によって行われる評価です。LEAの行った最近の評価の結果に異議があり、その異議をLEAに知らせる場合、あなたは、有資格者による児童のIEEを要請し、公費で実施してもらえる権利があります。公費とは、公共機関がその評価の経費全額を支払うか、無料でその評価が提供されるのをあなたに保証することを意味します。IEEが公費で行われる場合、評価の場所や検査官の資格を含む、評価を得るための基準は、LEAがそれを行うときと同じでなければなりません。LEAには、そのようなIEEをどこで得られるか、またIEEのためのLEAの基準は何であるかに関する情報が用意

されており、それは、あなたが IEE を要請した時点で提供されなければなりません。IEE が公費でまかなわれるのは、LEA が行い、あなたが異議を唱える各評定につき一回のみです。

独立した教育評価業者によって使用される評定ツールは、お子さんに合わせて選択され、有能な専門家により実施されなければなりません。テストおよび評価材料、手順は、人種的、文化的、または性的に差別的でないように選択、実施されなければなりません。テスト材料や手順は、明らかに不可能である場合を除き、お子さんの母国語またはコミュニケーション手段で提供、実施されなければなりません。

あなたが公費で IEE を要請する場合、LEA は以下のどちらかを行わなければなりません：(1) LEA が行った評定が適切であることを証明するために、あなたに対して適正手続きに関する苦情を申し立てる；または(2) IEE が公費で提供されることを保証する。ただし、LEA が適正手続きによる聴聞会において、あなたが得た IEE が、LEA の基準を満たしていないことを証明した場合はその限りではありません。LEA が適正手続きによる聴聞会で、その評定が適切であったことを証明した場合にも、あなたには IEE を得る権利がありますが、その場合は公費を利用することができません。

自費で評定を得、その結果のコピーを LEA に提出した場合、その評定の結果は、お子さんの FAPE の条項に関して、IEP チームにより考慮されなければなりません。自費で行われた評定の結果は、お子さんに関する適正手続きによる聴聞会において公表することもできます。

LEA がその評定実施中にお子さんを観察するか、LEA の評定過程で生徒を教室内で観察して差し支えないとする場合、IEE を行う者も教室で児童を観察すること、あるいは IEP チームによって提案される教育環境で観察することが許可されなければなりません。

お子さんを公費により非公立校に配置させることをあなたが提案する場合、LEA は、提案されている配置場所、または生徒がすでに保護者の独断で非公立校に配置されている場合は、その配置場所での生徒の様子を観察する機会を持ちます。

書面における事前通知とは何ですか、また、どのようなときにそれを受け取るのですか？

LEA は、お子さんの識別、評定、または教育プレースメント、あるいはお子さんへの適切な無料公教育の提供に関して変更を加えることを、提案あるいは拒否する場合は必ず、文面であなたに知らせる責任があります。LEA はこの提案や拒否を説明する文章を適切な時間内に保護者に提供しなければなりません。この通知は、保護者からの適正手続きによる聴聞会の要請を LEA が受け取った際にも、それ以前に提供されていなければ、提供されます。通知は理解可能な言葉で書かれていなければならず、明らかに実現不可能である場合を除き、あなたの母国語またはその他のコミュニケーション手段によって提供されなければなりません。あなたの母国語またはコミュニケーション手段が文字言語でない場合は、LEA は、通知が口頭で通訳されるか、その他の手段であなたが理解できるようにし、このような条件が満たされたという書面による証明があることを確かにしなければなりません。この通知は、LEA が電子メールによるコミュニケーションをオプションの 1 つとした場合、電子メールにより受け取ることが許されます。

書面通知には以下の内容が含まれます。

- LEA が提案または拒否する措置の説明、およびなぜ LEA がその措置を提案、または拒否するかの理由、および他に検討された措置の内容、およびなぜそれらが却下されたのかの理由。
- LEA がその提案や拒否の根拠として使った各評定の手順、テスト、または記録の説明。

- IEP チームが考慮したその他のオプション、および、なぜそれらのオプションが却下されたかの理由
- LEA の提案や拒否に関わるその他の要因の説明。
- 保護者は、子供の在住地の学校区の特設教育ディレクター、SELPA 局長、またはサクラメントの CDE から、保護者の権利や手続き上の保障のコピーを得て、それを理解するための援助が得られることを知らせる通知。

保護者の承認を構成するものは何ですか、また、保護者の承認はどのようなときに必要ですか？

LEA は、上記の通り、お子さんの評定を行う前あるいは特殊教育や関連サービスをお子さんに提供する前に、保護者の承認を得なければなりません。LEA は、児童の初期評定や再評定を行う前に、インフォームドコンセントに基づいた保護者の承認を得るよう、適切な努力をしなければなりません。あなたが初期評定や再評定をすることの承認を拒否する場合、LEA は、義務づけられてはいませんが、あなたの承認を得るための手続きをとることができます。LEA はまた、特殊教育および関連サービスをお子さんに初回提供する前に、保護者の承認を得る適切な努力をしなければなりません。あなたが初期の IEP のプレースメントやサービス承認への要請に対し、拒否した、あるいは、返答をしなかった場合、LEA は、以下に説明した、あなたの承認の拒否を問いたるための手続きをとることはできません。ただし、LEA が初期プレースメントやサービスへの承認を要請して、あなたが承認をしない場合、LEA はお子さんに FAPE を提供するという義務に違反していることにはなりません。また、LEA は、その要請による承認が得られない場合、IEP チームを集めたり、IEP を作成したりする義務はありません。

現存するデータを評定の一部として見直す前、または、すべての児童に実施されるテストやその他の評定（そのテストまたは評定の前にすべての児童の保護者に承認が義務付けられている場合を除き）を実施する前には、保護者の承認は義務付けられていません。

お子さんが家庭でホームスクール制度を利用している、あるいは、自費で私立の学校に在籍していて、あなたが初期評定または再評定を承認しない、あるいは、承認の要請に返答をしなかった場合は、LEA は、正当な手続きを通して保護者の決定をオーバーライドすることはできません。その場合は、LEA は、その児童が、サービスを受ける資格があるとみなす義務はありません。

あなたはお子さんの IEP の一部を受けるとして書面で承認することができ、IEP のその部分は、LEA により実施されなければなりません。LEA が、お子さんの IEP の、あなたが承認をしていない残りの部分が、お子さんに FAPE を提供するために必要であると判断した場合、LEA は適正手続きによる聴聞会を提案しなければなりません。

最後に、お子さんの再評定の場合には、LEA が、あなたの承認を得るために適切な手段をとったがあなたが返答しなかったことを、適正手続きによる聴聞会で証明できれば、インフォームドコンセントに基づくあなたからの承認を得る必要はありません。

後に考えが変わった場合承認を撤回することはできますか？

特殊教育や関連サービスの提供が開始された後、児童の保護者が特殊教育および関連サービスの提供の継続の承認を書面で撤回した場合、学校区やチャーター校は、

- 特殊教育と関連サービスの提供を継続しないが、特殊教育と関連サービスの提供を中止することを事前に書面で通知しなければなりません。
- その児童にサービスを提供してもよいという同意や決定を得るために、調停手続きや適正手続きを使うことはできません。
- その児童にそれ以降の特殊教育や関連サービスを提供しないことで、児童に FEPA を提供するという要件に違反しているとは判断されません。そして、
- その児童へのさらなる特殊教育や関連サービスの提供のために、IEP チームミーティングを招集したり、IEP を作成することは義務付けられていません。

児童に特殊教育と関連サービスの提供が開始された後、保護者がその子どもに特殊教育や関連サービスを受けさせることへの承認を書面で撤回した場合は、学区やチャーター・スクールは、承認の撤回があったからといって、その児童が特殊教育や関連サービスを受けたとことに関するいかなる記録をも削除し、児童の教育記録を修正することは求められません。これは保護者が全ての特殊教育サービスを拒否した時にも適用されます。保護者が全てのサービスではなく、一部のサービスについて同意していない場合、問題は適正手続きを通じて解決されなければなりません。

子供の教育プログラムについて苦情がある場合、どのように申し立てればよいですか？

お子さんの教育に関して何か懸念がある場合、お子さんの教師または学校管理者に連絡し、お子さん、そして、その問題について話し合うことが大切です。お子さんの教育、保護者の権利、そして手続き上の保証についての質問には、学区または SELPA の職員が答えられる可能性があります。また、懸念がある場合は、このような非公式な会話が、問題解決につながり、コミュニケーションを保つ助けとなります。

LEA が非公式な手段を通じてあなたの懸念を解決できない場合、LEA または CDE にコンプライアンスに関する苦情を申し立てることもできます。

あなたの関心事が障害を持つ児童の識別、評価、または教育上のプレースメントの開始や変更の提案や拒否に関連する場合、児童への FAPE 提供に関する場合、またはお子さんのための適切なプログラムがあるかどうかに関する論争である場合、あなたは（以下説明の）適正手続きによる聴聞会を求める苦情申し立てを届け出すことができます。また LEA も、児童の識別、評価、または教育上のプレースメントの開始や変更の提案や拒否に関連して、児童への FAPE 提供に関して、またはお子さんのための適切なプログラムがあるかどうかに関する論争である場合のどんなことにおいても、上記のセクションに記述された場合を除き、適正手続きによる聴聞会を求める苦情を申し立てる権利があります。

コンプライアンス苦情とは何ですか、また、コンプライアンス苦情について私にはどのような権利がありますか？

コンプライアンス苦情は、IDEA に基づく法律、またはカリフォルニア州特殊教育法の下での違反を主張するものです。このような苦情は、全て以下の条件を満たさなければなりません。(1)書面であること；(2)LEA が IDEA またはカリフォルニア教育規定の該当部分における法律や規定に違反していることの記述を含む；(3)その主張を裏付ける証拠を含む；(4)苦情申し立て者の署名及び連絡先を

含む；(5)主張される違反が一児童に対するものであれば、以下のことを含む：(a)児童の氏名と住所（またはホームレスの児童の場合、知らされている連絡先）；(b)その児童が通っている学校の名称；(c)問題の内容および関連事実；(d)知られている限りの解決案。

学区／LEA レベルのコンプライアンス苦情： サウスウェスト SELPA では、特殊教育に関する問題での苦情は LEA が非公式で能率よい方法で迅速に対応できるよう、なるべく LEA に直接申し立てることを奨励しています。LEA ではそのような苦情申し立てに関して機密手順を確立しており、適時にあなたの苦情を検討するよう対談し、解決につなげる努力をします。コンプライアンス・オフィサーは、学区、その職員または契約者、そして生徒に対する差別の苦情を解決する援助をします。コンプライアンス・オフィサーはまた、あなたの苦情を書面にすることや法律で必要とされる情報を提供する援助をします。コンプライアンス・オフィサーは、必要であれば、調査や苦情解決のために他の機関への紹介もします。

州レベルでのコンプライアンス苦情： いかなる個人や組織も、LEA、CDE、またはその他の公共機関が IDEA や州法に違反していると主張する苦情を申し立てることができます。コンプライアンス・オフィサーはまた、あなたの苦情を書面にすることや法律で必要とされる情報を提供する援助をします。コンプライアンス・オフィサーは、必要であれば、調査や苦情解決のために他の機関への紹介もします。苦情は以下の CDE コンプライアンス・ユニットに申し出てください。California Department of Education, Special Education Division, Procedural Safeguards Referral Service, 1430 N Street, Suite 2401, Sacramento, CA 95814. 電話番号(800)926-0648、ファックス番号(916)327-3704。

CDE に申し立てられるコンプライアンス苦情は、あなたがその苦情の根拠となる事実を知った日、あるいは知る理由を持った日から **1年以内**に届けられなければなりません。あなたはまた、CDE に届け出ると同時に、苦情のコピーを LEA に送らなければなりません。

あなたの苦情が提出されてから（60）日以内に、CDE は、以下のことを行います：(1)必要であれば、独立した現場調査を行う；(2)苦情の主張内容に関して、あなたに口頭あるいは文面で追加の情報を提出する機会を与える；(3)苦情の解決案を含め、LEA に返答の機会を与える；(4)あなたと LEA が自発的に仲裁に携わることに同意する機会を与える；(5)関連情報を全て見直し、LEA が IDEA や関連の州法の義務に違反しているかどうか、独立した判断を下す；(6)あなたと LEA に対し、苦情の各主張内容を説明し、事実の調査結果や結論と最終決断の理由などを含める決断内容を文面で発行する。

仲裁とは何ですか、そして、どのようなときに要請できるのですか？

当事者は、適正手続きによる聴聞会のための申し立てをする前に、仲裁または代替論争解決（“ADR”）などの、敵対性の低い過程を通して特殊教育に関する論争の解決を求めることが奨励されます。あなたは仲裁を試みることが奨励されますが、これを適正手続きによる聴聞会への権利を遅らせるために利用することはできません。

このような自発的な、聴聞会前の仲裁会議は、児童の識別、評定、または教育上のプレースメントや、児童への FAPE の提供に関わる問題を、敵対性のない環境で、両者が満足するように解決できるように行われます。従って、聴聞会前の仲裁会議には、弁護士やその他、法的な擁護を提供する独立契約者が出席したり、参加することはできません。ただしこれは、いずれの当事者も、仲裁過程の前や後に、弁護士に相談したりすることを妨げたり、問題の児童の保護者が弁護士である場合に参加することを妨げたりするものではありません。当事者は各自の判断で、弁護士ではない代表者による会議への参加や助言を求めることができます。

この仲裁会議は、両者が期日延長に同意しない限り、CDE があなたからの要請を受領してから 15 日以内に予定され、30 日以内に完了します。仲裁は、効果的な仲裁テクニックの訓練を受けている有資格で中立的な立場の仲裁者によって行われます。

あなたと LEA が仲裁過程によって論争を解決する場合、両者は解決の内容を定義づける、法的拘束力のある同意書を交わさなければならず、その同意書には、：(1) 仲裁過程での話し合いの内容はすべて機密であり、その後の適正手続きによる聴聞会や民事手続きにおいて証拠として使われることはできないことが明記され；(2) あなたと LEA が契約を締結することに権限を持つ代表者により署名されなければなりません。

書面における署名された仲裁同意書は、正当な司法権をもつ州法廷（州の法のもとでこのようなケースの聴聞を行う権限のある法廷）の全て、あるいは連邦地方裁判所で法的強制力があります。仲裁過程での話し合いの内容は全て機密であり、その後、連邦または州の法廷での適正手続きによる聴聞会や民事手続きにおいて証拠として使用することはできません。

適正手続きによる聴聞会とは何ですか、また、それに関して私にはどのような権利がありますか？

適正手続きによる聴聞会とは、裁判に似た行政法裁判官によって統括される正式な手続きです。聴聞会は、あなたのお子さんの識別、評価、または教育プレースメントの開始や変更における提案、または拒否に関して、FAPE の提供に関して、またはあなたのお子さんのために適切なプログラムがあるかどうかについての論争などで意見の相違があるとき、あなたか LEA から切り出すことができます。その要請は**行政聴聞会事務所 (Office of Administrative Hearings “OAH”)**、以下の住所に送付してください。Office of Administrative Hearings, Attn: Special Education Division, 2349 Gateway Oaks Drive, Suite 200, Sacramento, CA 95833-4231. 電話番号 (916) 263-0880、ファックス番号 (916) 263-0890.

適正手続きによる聴聞会の要請は、あなたがその聴聞会の要請の根拠となる事実を知った日、または知る理由を持った日から **2 年以内**に届け出さなければなりません。この期限は、LEA が以下の行為を行ったために、あなたが適正手続きによる聴聞会を要請することを妨げられた場合には該当しません：(1) あなたの要請の根拠となる問題が解決したと、誤った陳述をした；(2) この通知に含まれている情報に関する情報をあなたに提供しなかった。LEA は、地域で利用可能な、無料または低価格の法的なまたはその他の関連サービスについて、あなたがそのような情報を要請した場合、あるいは、あなたか LEA が適正手続きによる苦情を申し立てた場合、あなたに情報提供しなければなりません。

適正手続きによる聴聞会を求める苦情には以下の内容が**含まれてなければなりません**：(1) 児童の氏名；(2) 児童の住所（または、ホームレスである場合は知らされている連絡先）；(3) 児童が通っている学校名；(4) 問題に関する具体的な事実を含め、提案の開始、または変更事項に関する問題の説明；そして(5) あなたにわかる限りの問題の解決案。また、あなたは適正手続きの要請のコピーを LEA に提出しなければなりません。適正手続きによる聴聞会は、上記の全ての情報を含める適正手続きによる聴聞会を求める苦情が届け出されるまで、行われません。

苦情は、苦情を受理した者が、その苦情が上記の要件を満たしていないということを聴聞会担当官と相手側に対し、15 日以内に通知した場合を除き、上記の要件を十分に満たしているとみなされます。苦情受け取り側が苦情が不十分だと考えるという通知を受理して 5 日以内に、OAH は、適正手続きによる苦情が上記の要件を満たしているかどうかを判断し、あなたと LEA に対し、書面にて、それが十

分であるかどうかを通知します。OAH が適正手続きによる苦情が不十分だと決定した場合、苦情提出側は、上記の要件を満たすように、改めて苦情を提出しなおす機会が与えられます。

あなたが適正手続きによる聴聞会を要請した場合、LEA は苦情受領から 10 日以内に、あなたの苦情の中で具体的に掲げられた問題に対処する返答をあなたに送らなければなりません。適正手続きの要請を受け取ってから 15 日以内に、LEA は、あなた、適正手続きによる聴聞会の要請であげられている事実に関して具体的知識のある IEP チームの関連メンバー、そして、決断権限のある LEA の代表者とのミーティングを確保、問題の解決を話し合わなければなりません。そのミーティングにはあなたが弁護士を同行しない限り、LEA の弁護士は出席しません。

あなたと LEA が、解決過程を放棄するか仲裁を使うことに書面で同意する場合を除き、あなたが解決のためのミーティングに出席しないことは、あなたがミーティングに出席することに同意するまで、解決過程と適正手続きによる聴聞会の日程を遅らせることになります。LEA が、あなたの苦情の通知を受け取ってから 15 日以内に解決のためのミーティングをもたなかった、あるいは、解決のためのミーティングに参加しなかった場合は、あなたは、以下に記述されたような、適正手続きによる聴聞会のスケジュールを始めるよう、聴聞会担当官の介入を求めることができます。

解決ミーティングで同意に至った場合、同意内容は書面に記録され、あなたと LEA 代表者の両者が署名しなければなりません。署名後、その同意内容を無効にするためには、あなたと LEA の両者に 3 営業日の時間があたえられます。LEA が適正手続きによる苦情を受領してから 30 日以内に、あなたの満足するように解決しない場合（解決過程の期間中）、適正手続きによる聴聞会が執り行われることが可能となり、最終決断を下すために該当するスケジュールが開始されます。LEA が、妥当な限りでの努力をして記録をとっても、解決のためのミーティングにあなたの参加が得られなかった場合、LEA は 30 日経った時点で、聴聞会担当官に、あなたの苦情を却下するように要請できます。

あなたと LEA は、適正手続きによる聴聞会の開始前あるいは開催中のいつでも、論争仲裁に参加することに同意することができます。OAH が中立な立場の仲裁者を無料で指名します。仲裁により、OAH の決断の期限は延長されますが、仲裁はあなたの聴聞会を求める権利、あるいはその他の権利を拒否したり遅延したりするためのものではありません。

適正手続きの要請の原因となった問題が、解決ミーティングや仲裁によっても解決されなかった場合、OAH は聴聞会を開き、懸念の問題に関する最終決断を下し、30 日の解決期限が切れてから 45 日以内に、決断内容のコピーを両当事者に送付しなければなりません。決定までの 45 日の期限は、次のうちいずれかが起きた場合は、その翌日から数えます：(1) 両当事者が、書面にて、解決ミーティングを放棄することに同意した；(2) 仲裁または解決ミーティングの開始後、ただし、30 日の期限が切れる前に、両当事者が、同意に達することは不可能であることに書面で同意した；または、(3) 30 日の解決期限が切れるまでに、両当事者が書面により、仲裁を続けることに同意したが、後に、保護者または LEA が仲裁過程から撤退した。

聴聞会は、当事者にとってそれなりに便利な時間や場所で行われなければなりません。聴聞会を要請した側の当事者は、聴聞会では、適正手続きによる苦情で挙げられていない問題は、相手側が同意しない限り、持ち込むことはできません。

適正手続きによる聴聞会に携わる当事者にはすべて、以下の権利があります：(1) 特殊教育に関連した法律や行政聴聞会に知識がある人物の前で、公平で偏りのない行政聴聞会をもつ；(2) 障害を持つ児童や青年の問題において知識や訓練がある弁護士、または個人に代弁をしてもらう；(3) 証拠、書面による議論、および口頭による議論を提示する；(4) 証人に対面、詰問、または出席の義務付けを

する；(5)聴聞会の、書面、または選択により電子機器による逐語記録を入手する；(6)解決期限後45日以内に、事実や決定の結論を、書面、または選択により電子形態による記録で入手する；(7)聴聞会の最低10日前までに、相手側が弁護士により代弁されることを知らされる；(8)聴聞会の最低10日前までに、相手側からその問題点や解決案を知らされる；(9)その日までに完了している評定と勧告、証人リストとだいたいの証言内容などを含める全ての書類のコピーを聴聞会の5営業日前までに受け取る；(10)聴聞会の少なくとも5営業日前までに当事者に公表されていない、評定や評定に基づく勧告を含むいかなる証拠をも、聴聞会で公表することを禁止する；(11)通訳を用意させる、(12)正当な理由で聴聞会のスケジュール延長を要請する。

聴聞会に参与する保護者には以下の権利が与えられます：(1)子供を聴聞会に同席させる；(2)聴聞会を一般に開放する；そして(3)聴聞会の記録および、事実や決定の結論の記録を無料で受け取る。

適正手続きによる苦情で、IDEA の手続き上の違反が浮上した場合はどうなりますか？

あなたのお子さんが FAPE を受けたかどうかに関する聴聞会担当官の決定は、FAPE に直接関連した証拠と論議に基づいていなければなりません。

手続き上の違反（たとえば“不完全な IEP チーム”）を主張する問題では、聴聞会担当官は、その手続き上の違反が以下の結果をもたらした場合にのみ、あなたのお子さんは FAPE を受けなかったという結論を出せます：

1. お子さんの FAPE への権利を妨害した；
2. お子さんへの FAPE の提供に関する意思決定過程において、あなたの参加機会を大いに阻害した；または
3. あなたのお子さんが教育的恩恵を剥奪された。

上記の条項は、聴聞会担当官が学校区に対して、IDEA の手続き上の要件に従うことを命ずること、あるいは、すでに提出された適正手続きによる苦情とは別の問題に対して、別の適正手続きによる苦情をあなたが提出することを妨げるものではありません。

適正手続きによる聴聞会の結果に納得できない場合はどうすればよいですか？

聴聞会の決断は最終的なもので、両当事者に対して拘束力を持ちます。どちら側も適切な裁判所に届け出ること、その決断を控訴することができます。民事訴訟では、行政上の手続きの記録や筆記録は裁判所に提出されます。裁判所はいずれの当事者からによる要請であっても、追加的な証拠を聴聞することができ、その決断は、証拠の優越に基づいて下されなければなりません。この控訴は行政法裁判官の決断から(90)日以内に提訴されなければなりません。

適正手続きによる聴聞会による決断が未決の間、子供はどこに配置されますか？

LEA が適正手続きの要請を受領すると、解決過程の期間内で偏りのない適正手続きによる聴聞会、または法廷手続きでの決断を待つ期間中、その児童は、保護者と LEA が同意して変えない限り、その時点での教育的プレースメントに留まらなければなりません。

適正手続きの要請が公立学校への初回入学申請に関わる場合、あなたの承諾を得た上で、手続きが完了するまで、お子さんは一般公立学校プログラムに配置されなければなりません。

適正手続きの要請が、個人家族サービスプラン（“IFSP”）によってサービスを受け、3歳に達した児童の初回サービスの申請に関わる場合、LEAにはお子さんが受けていたIFSPサービスを提供する義務はありません。お子さんがLEAにより特殊教育のサービスを受ける資格があるとされ、あなたが特殊教育のサービスをお子さんが初めて受けることに承諾する場合、適正手続きの結果を待つ間、LEAは、論争されていない特殊教育や関連サービス（あなたとLEAの両者が同意するもの）を提供しなければなりません。

お子さんが暫定的代替教育環境（Interim Alternative Educational Setting “IAES”）に配置されている場合は、適正手続きによる聴聞会の結果を待つ間、またはIAESの期限が切れるまでのどちらか早い方で、最長45日間IAESに留まります。

弁護士費用の弁済はどのような場合に受けることができますか？

裁判所は、適正手続きによる聴聞会で保護者が有利であった場合、その判断により、障害を持つ児童の保護者に対し、妥当な弁護士費用をLEAが弁済するよう命じることができます。さらに、軽薄、理不尽、あるいは根拠のなくなった苦情やその後の訴因を提出したり、訴訟が明らかに軽薄、理不尽、また根拠のないものとされた後にも引き続き訴え続ける保護者の弁護士に対応するためのLEA側の弁護士費用は弁済されることがあります。また保護者の苦情やその後の訴因が、いやがらせ、不必要な遅れ、不必要な訴訟経費の増加など、不適切な目的で提示された場合、LEAは保護者や保護者の弁護士に対応するための弁護士費用を請求する権利がある場合もあります。

裁判所は、以下の場合、弁護士費用弁済額を減額することもあります：(1)保護者が不当に手続きを遅らせた；(2)報酬が、その地域での一般的な1時間あたりの報酬を不当に越えている；(3)費やした時間やサービスが過度である；(4)または、保護者の弁護士がLEAに適切な適正手続き苦情を提供しなかった。ただし、裁判所が、LEAが訴訟または訴訟手順の最終決定を不当に遅らせた、あるいは、IDEAの手続き上保障の条項の下で違反があったと判断した場合は、裁判所は弁済額を減額することはできません。

聴聞会または裁判所の措置の最低10日前までにLEAから示談の申し入れがあり、それに対して、保護者が10日以内に返答し損ねたか、拒否し、聴聞会担当官、または裁判所が、保護者が最終的に得た救済は、LEAからの示談の申し出よりも保護者にとって有利ではないと判断した場合、示談拒否後にかかった追加の弁護士費用やコストは保護者に弁済されません。これらの制限に関わらず、あなたが勝訴し、あなたが示談の申し出を拒否したことを裁判所が実質的に正当化した場合、弁護士費用および関連経費が弁済されることがあります。

IEPのチームミーティングに参加する弁護士の弁護士費用は、ミーティングが行政手続き、または法的措置の結果設けられた場合以外は弁済されません。解決ミーティングは、行政聴聞会や法的措置の結果設けられたものとはされず、また、弁護士費用の提供の目的で、行政聴聞会または法的措置とされることはありません。

LEAが子供に懲戒処分を課すことを考えているとき、子供にはどのような権利がありますか？

障害をもつ児童にとってプレースメントを変更することが適切かどうかを判断する際に、学校職員は、ケースバイケースで個別の事情を考慮することができます。学校職員は、生徒行動規範に違反する障害をもつ児童を、現在のプレースメントから外し、適切な暫定的代替教育環境（IAES）、別の環境、または停学状態に、最長 10 連続授業日の間（このような代替プレースメントが障害をもたない児童に適用されると同じ範囲で）、さらに、1 学年度の中で、別の規則違反の件で、最大 10 連続授業日、それがプレースメントの変更とならない限り、現在のプレースメントから外すことができます。

「プレースメントの変更」は以下の場合に起こります：現在のプレースメントから移動させられた期間が 10 連続授業日を超えている、または、以下の理由により、その児童が、一連の移動を受け、パターン化している：（1）一連の移動期間が、1 学年度の中で 10 授業日を超える；（2）児童の行動が、一連の移動期間につながったそれ以前の事件での行動にかなり類似している；そして（3）各移動期間、移動期間合計、そして、移動の頻度といった追加的な要因。LEA は、移動パターンがプレースメント変更にあたるかどうかは、ケースバイケースで判断します。

障害を持つ児童が生徒行動規範の違反により、10 連続授業日、または累積して 10 日を超える期間、現在のプレースメントから移動させられ、それがプレースメントの変更となる場合、LEA は IEP チームミーティングを開き、懲戒の原因となった行動が、児童の障害の現れであるものかどうかを判断しなければなりません。このミーティングは、児童のプレースメント変更の決定から 10 授業日以内に開かれます。IEP チームは、問題となっている行為は：（1）その児童の障害が原因であった、あるいは障害に直接的で実質的な関係があったか；または、（2）LEA がその児童の IEP を実施し損ねたことの直接的な結果か、を判断します。

LEA、保護者、そして、IEP チームの関係あるメンバーが、その行動が児童の障害の現れであったと判断した場合、IEP チームは以下のいずれかを行わなければなりません：（1）プレースメント変更の原因となった児童の行動以前にすでに行われていなければ、機能的行動評定を行い、行動介入計画を実施する；または、（2）行動介入計画がすでにある場合は、それを見直し、必要に応じて変更を加える。上記の選択肢に加え、IEP チームは、保護者と LEA が、行動介入計画に変更を加える上で別の方法に同意をした場合を除き、その児童を、変更前のプレースメントに戻さなければなりません。

その行為が児童の障害の現れではなかったとチームが判断した場合は、学校職員は、障害のない児童に対するのと同じ方法で、同じ期間、懲戒処分を課すことができます。障害をもつ児童は、異なる環境であっても、一般教育カリキュラムに引き続き参加し、IEP の目標達成に向けて進歩していくことが可能であるように、教育サービスを引き続き受けなければなりません。児童の IEP チームが、適切なサービスおよびそれらのサービスの実施条件を決めます。また、必要に応じて児童は、機能的行動評定、および、行動規範の違反が繰り返されないようにするための行動介入サービスおよび行動修正を受けなければなりません。

保護者は、特殊教育生徒の停学または退学処分の決定、または、児童の行為が障害の現れであったかどうかの決定に関して、適正手続きによる苦情を提出することにより控訴する権利があります。児童の懲戒処分または障害の現れかどうかを判断するミーティングの結果に関して、保護者または LEA により控訴が要請された場合、州は、簡易聴聞会を要請された日から 20 授業日以内に開き、聴聞会后、10 授業日以内に決断が下されます。控訴の期間中、お子さんは現行のプレースメントに留まる権利があります；ただし、IAES に 45 授業日の間留められている場合は、聴聞会担当官の決断を待つか、停学期間がおわるまでのどちらか早い方までその環境に留まります。

懲戒処分の審理中に評価が要請された場合、その評価は優先して行われます。評価の結果を待つ間、児童は、学校の権威者によって決められた教育環境に留まります。

以前に特殊教育や関連サービスを受ける資格があると判断されていない児童は、LEA がその懲戒処分の原因となる行為が起きる以前に、その児童に障害があることを知っていた場合は、IDEA の下に保護を受けることを主張することができます。児童に障害があることを知っていたという事実は、以下の条件が合えばあったものとされます：(1) 学校区の監督者または管理職員、または児童の教師に対して、保護者が書面にて、その児童が特殊教育および関連サービスを必要としていることを知らせていた；(2) 保護者がその児童の評価を要請していた；または(3) 学校職員が LEA の特殊教育ディレクターまたはその他の監督者の立場の職員に対し、その児童が見せる行動パターンに関する具体的な懸念を表明していた。保護者がその児童の評価を承認しなかったり、特殊教育サービスを拒否したり、その児童が評価され、それらのサービスを受ける資格のないことが判断されていた場合は、LEA は児童に障害があることを知っていたことになりません。LEA がその児童の障害について知り得ていなければ、その児童は IDEA の適正手続きによる保護は受けられません。

学校職員は、お子さんが犯した罪を関係当局に報告することを、特殊教育に関する法律によって禁止されてはいません。障害をもつ児童による犯罪を報告する LEA は、関係当局による検討を受けるように、その児童の特殊教育および懲戒記録のコピーが送られることを確かにしなければなりません、これは FERPA によって許容される範囲のみとされています。

子供が暫定的代替教育環境 (IAES) におかれることになった場合、どのような手順で行われますか？

特別な状況において、児童の行動が障害の現れであったかどうかに関わらず、児童が、州または LEA の管轄における学校、学校の敷地内、または学校の催しにおいて以下のどれかの違反を犯した際に、学校職員は、その児童を最大 45 日間、IAES におくことができます：(1) 武器を携帯、または所持していた；(2) 故意に違法薬物を所持、または使用、あるいは規制薬物を販売したり、販売しようとした；(3) 他者に重度な怪我を負わせた。その児童を 45 授業日の IAES に入れた後、LEA は、まだであれば、機能的行動評定を行い、行動介入計画（まだ実施されていなければ）を実施するものとします。そのような計画が既に設定されている場合は、IEP チームがその変更を検討します。児童が引き続き一般カリキュラムに参加し、現行の IEP に記載されていることを含め、IEP に定められた目標を達成するためにそれらのサービスや変更を受けることができるようにする場合は、IAES は IEP チームによる容認を受け、違法行為に対処するための変更を提供するものとします。

連邦法により、聴聞会担当官は、障害をもつ児童を、引き抜かれたプレースメントに戻すことができます。聴聞会担当官はまた、その児童を現行のプレースメントに留めれば、その児童や他者に怪我をさせる可能性が大きいと判断した場合、45 授業日以内に適切な IAES にその児童を入れるよう、プレースメントの変更を命じることができます。

州特殊学校とは何ですか？

州特殊学校は、ろう、難聴、盲目、視力障害、または視聴覚障害のある生徒へのサービスを、三ヶ所の施設で提供するものです。その三ヶ所とは、Freemont と Riverside にあるカリフォルニアろう学校 (California School for the Deaf) と、Freemont にあるカリフォルニア盲学校 (California School for the Blind) です。二ヶ所にあるカリフォルニアろう学校の両校では幼児から 21 歳までの生徒、カリフォルニア盲学校では 5 歳から 21 歳までの生徒を対象に、全寮制および全日制のプログラムが提供されます。州特殊学校はまた、評定サービスおよび技術面での援助も提供します。州特殊学校に関してより詳しい情報は、カリフォルニア教育局のウェブサイト <http://www.cde.ca.gov/sp/ss/> にアクセスするか、お子さんの IEP チームのメンバーまたは SELPA 事務所にお問い合わせください。

私が一方的に子供を私立学校に入れることにした場合、どのような規則がありますか？

障害をもつお子さんに LEA が FAPE を提供できるが、あなたがお子さんを私立の学校や施設に入れることを選択した場合、IDEA の下では、LEA は、特殊教育や関連サービスを含む、教育経費を払う義務はありません。しかし、その私立学校が位置する地域の学校区は、34 CFR § 300.131 から 300.144 の下で、保護者の選択で私立学校に配置された児童に関する IDEA の規定の下でニーズが取り上げられている集団に、あなたのお子さんを含めなければなりません。

LEA が入学前に適時に FAPE を提供せず、私立学校への配置が適切であると判断された場合、児童の私立の学校や機関への配置に対する保護者への払い戻しが聴聞会担当官または裁判所によって命じられることがあります。払い戻しは、児童を公立学校から離籍させる前の、最近の IEP ミーティングにおいて、保護者が提案のプレースメントを拒絶して、公費で私立学校に子供を入れる意思を LEA に知らせなかった、または、その情報を、児童を公立校から離籍させる最低 10 日（営業日）前までに LEA に書面で知らせなかった場合、減額されることもあります。また払い戻しは児童を公立校から離籍させる前に、LEA が保護者に児童を評価する意向を知らせ、保護者が許可を拒み、児童が評価を受けられるようにしなかった場合、減額されることもあります。払い戻しはまた、裁判所があなたの行動が理不尽であると判断した場合にも減額されることがあります。

払い戻しは以下のような場合には減額されることはできません：LEA が保護者が通知を出すのを邪魔した；保護者が上記のように LEA に通知をする必要のあることの知らせを受け取らなかった；または、通知の義務づけに準じることが、その児童に肉体的な害を与える可能性が高い。払い戻しの経費は、保護者が文盲であったり、英語が書けなかったり、通知の義務づけが児童にとって重度な感情的害を与える可能性が高い場合、裁判所または聴聞会担当官の判断により、減額される場合も、されない場合もあります。

代理保護者が指定されるのはどのような状況においてですか？

児童の権利を保護するために、以下の場合、児童に代理保護者が必要であると LEA が判断してから 30 日以内に、LEA は代理保護者を指名します。

1. その児童が裁判所の扶養者または被後見人となり、親や保護者がその児童の教育上の決断を下す権利を裁判所が実質的に制限し、**そして**、その児童に責任のある親や保護者がいない；または
2. その児童が裁判所の被後見人でも扶養者でもなく、**そして**、親または保護者が見つからない、あるいは、その児童の世話人が誰もいない、**または**連れ添いのないホームレスである。

誰が児童の代理保護者を務めるかを判断するにあたり、LEA は、存在するものであれば、親戚の世話人、育ての親、裁判所指定の特別擁護人などを考慮しますが、そうでない場合は、LEA が選択する人物を指名します。

代理保護者とは、その児童を弁護できる知識とスキルを有する者です。代理保護者は、最低一度はその児童に会い、可能である限り、その児童の文化的な背景に関心のある者とします。代理保護者は、識別、評定、指導計画と開発、教育上のプレースメント、IEP の見直しや訂正に関連すること、また非救急の医療サービス、精神衛生治療サービス、作業または理学療法サービスに関する

IEP への書面承諾などを含め、FAPE を児童に提供するための全ての事項において、その児童の代弁人となります。

その児童の代弁人となる上で利害衝突のある者は、代理保護者に指名されないものとします。代理保護者が LEA の職員で、その児童の教育や世話に関わる場合、あるいは、この児童や他の児童の世話をすることで主要な収入を得ている里親である場合は、利害衝突が存在します。このような利害衝突が存在しない場合、里親、既引退教師、ソーシャルワーカー、および保護監察官などが代理保護者を務めることができます。連れ添いのないホームレスの児童の場合、緊急及び一時的なシェルター、自立生活プログラム、路上アウトリーチプログラムなどが、上記の利害衝突に関わらず、上記の条件を満たす代理保護者が見つかるまで、一時的な代理人として指名されることができます。

または、代理保護者は、上記の条件が満たされることを前提に、その児童の世話を監督する裁判官によって (LEA ではなく)、指名されることもできます。

カリフォルニア Medi-Cal に請求を提出し、医療に関係した特殊教育および関連サービスの情報を公表または交換することに同意することを求められるのはなぜですか？

Medi-Cal 地方教育機関 (LEA) 請求オプションを通して、この LEA は、特殊教育プログラムに入っている Medi-Cal の資格がある児童に提供され、保険が適用されるサービスに関して、カリフォルニア Medi-Cal に医療費を請求することができます。Medi-Cal LEA プログラムは、学区や郡教育事務所 (COE) が、医療に関係した特殊教育および関連サービスにかかった経費の支払いの助けとなる連邦資金を受け取る手段のひとつです。

以下に、IDEA の下であなたに与えられている権利と保護を説明しています。この通知は、LEA があなたに対し、お子さんの Medi-Cal の給付金を利用することに同意することを初めて求める前に、そしてその後は 1 年に 1 度、提供されなければなりません。

あなたは以下のことを知っている必要があります：

- ▶ IEP の Medi-Cal 同意に関するセクションに署名するのを拒否することができる。
- ▶ お子さんや家族についての情報は極秘である。
- ▶ あなたの権利はタイトル 34 連邦規則集 300.154；家族の教育的権利のプライバシー保護法、合衆国規定のタイトル 20、セクション 1232 (g)、タイトル 34 連邦規則集、セクション 99 の下で保護されている。
- ▶ この同意はその前にあなたが取り下げた場合を除き、1 年間有効で、1 年に 1 度 IEP ミーティングにおいて更新できる。

同意はあなたの意志により、いつでも取り消すことができます。同意を取り消した場合、その取り消しは過去に遡ることはありません (つまり、同意がなされた後、取り消される前に発生した請求に関しては無効にはなりません)。

同意書には、個人的に識別可能な情報 (たとえば、お子さんに提供されるサービスに関する記録や情報)、開示の目的 (たとえば、特殊教育および関連サービスについての請求)、そして、LEA がその情報を開示することのできる機関 (たとえば Medi-Cal) が特定されなければなりません。同意書

にはまた、お子さんの LEA が、IDEA の下で特殊教育および関連サービスの支払いのために、あなたまたはお子さんの、たとえば Medi-Cal のような、公的な給付金または保険を使うことができることをあなたが理解し、同意することを明確にする記述が含まれなければなりません。LEA は、IEP の Medi-Cal への請求声明のセクションにあなたの署名を得ることにより、同意を得ます。

あなたが同意することにより、学校外で提供されるコミュニティベースのサービスが拒否されたり制限されたりすることは**ありません**。医療に関係した特殊教育や関連サービスの支払いをするために LEA がカリフォルニア Medi-Cal を利用することについて、あなたが同意を拒否した場合でも、LEA は、必要とされる特殊教育および関連サービスがあなたに無料で提供されることを確かにしなくてはなりません。

さらに、公共機関として、LEA は、FAPE に関して IDEA の Part B の下で義務付けられた関連サービスの支払いをするために、保護者の公的な給付金または保険プログラムを利用することができます。資格のある生徒に FAPE を提供するために必要な関連サービスに関して、LEA は：

- 児童が IDEA の Part B の下で FAPE を受けることができるようにするために、保護者に対し、公的な給付金や保険プログラム (Medi-Cal) に申し込むあるいは登録することを義務付けてはいけません。(34 CFR 300.154 [d][2][i])
- Medi-Cal を通してサービスや払い戻しの請求をしたことで発生する、免責金や患者負担金といった、自己負担経費を保護者に負担させてはなりません。しかし、LEA は、通常はあなたが払わなければならない、患者負担金のような経費を払うことができます (34 CFR 300.154 [d][2][ii]) 。
- Medi-Cal の下で生徒への給付金を利用することにより、以下のことが発生する場合は、それを利用することはできません：
 - 利用可能な生涯給付やその他の保険の恩恵が減る。
 - 本来なら公的な給付金または保険プログラム (Medi-Cal) によって賄われる、児童が学校にいる時間外に必要なとされるサービスに対し、家族が支払いを負担する結果となる。
 - 保険料が上がる、あるいは、公的な給付金や保険 (Medi-Cal) の中止につながる。
 - 医療関係の総支出に基づき、家庭およびコミュニティベースのウェーバーへの資格を失う恐れがある (34 CFR 300.154 [d][2][iii][A-D]) 。

コンプライアンス・オフィサー

Mr. George Zuk Centinela Valley UHSD	電話:310-263-3180 14901 Inglewood Avenue	Fax:310-675-8179 Lawndale, CA 90260
Dr. Melissa Moore El Segundo USD	電話:310-615-2650 641 Sheldon Street	Fax:310-322-0231 El Segundo, CA 90245
Mr. Helen Morgan Hawthorne SD	電話:310-676-2276 14120 Hawthorne Blvd.	Fax:310-644-9216 Hawthorne, CA 90250
Ms. Patricia Escalante Hermosa Beach SD	電話:310-937-5877 1645 Valley Drive	Fax:310-376-4974 Hermosa Beach, CA 90254
Ms. Princess Tucker Inglewood SD	電話:310-419-2700 401 S.Inglewood Avenue	Fax:310-680-5140 Inglewood, CA 90301
Ms. Libby Vracin Lawndale SD	電話:310-973-1300 4161 West 147 th Street	Fax:310-263-6496 Lawndale, CA 90260
Ms. Erin Smith Lennox SD	電話:310-695-4000 10319 Firmona Avenue	Fax:310-671-1795 Lennox, CA 90304
Mr. Jim Anderson Los Angeles County Office of Education	電話:562-803-8338 9300 Imperial Highway	Fax:562-940-1801 Downey, CA 90242
Ms. Megan Atkins Manhattan Beach USD	電話:310-318-7345 325 South Peck Avenue	Fax:310-303-3826 Manhattan Beach, CA 90266
Dr. Don Austin Palos Verdes Peninsula USD	電話:310-378-9966 375 Via Almar	Fax:310-378-0732 Palos Verdes, CA 90274
Dr. Aaron Benton Redondo Beach USD	電話:310-798-8683 1401 Inglewood Avenue	Fax:310-798-8689 Redondo Beach, CA 90278
Dr. George Mannon Torrance USD	電話:310-972-6002 2335 Plaza Del Amo	Fax:310-972-6122 Torrance, CA 90509
Dr. Tom Johnstone Wiseburn SD	電話:310-643-3025 13530 Aviation Blvd.	Fax:310-643-7659 Hawthorne, CA 90250
Dr. Michael Jason Southwest SELPA Family Resource Center (ファミリーリソースセンター)	電話:310-944-3217 320 Knob Hill Avenue 電話:310-944-3217	Fax:310-944-3540 Redondo Beach, CA 90277

サウスウエスト SELPA 内のチャーター校に関しては SELPA 事務所にお問い合わせください。代替紛争解決 (“ADR”) サービスに興味がある方は、サウスウエスト SELPA ファミリーリソースセンターに電話(310) 944-3217 内線 248、または E メールで sw_frc@lacoedu までお問い合わせください。

記録管理者

Mr. George Zuk Centinela Valley UHSD	電話:310-263-3180 14901 Inglewood Avenue	Fax:310-675-8010 Lawndale, CA 90260
Dr. Melissa Moore El Segundo USD	電話:310-615-2650 641 Sheldon Street	Fax:310-322-7939 El Segundo, CA 90245
Dr. Helen Morgan Hawthorne SD	電話:310-676-2276 14120 Hawthorne Blvd.	Fax:310-675-2308 Hawthorne, CA 90250
Ms. Patricia Escalante Hermosa Beach SD	電話:310-937-5877 1645 Valley Drive	Fax:310-376-4974 Hermosa Beach, CA 90254
Ms. Princess Tucker Inglewood SD	電話:310-419-2700 401 S. Inglewood Avenue	Fax:310-680-5137 Inglewood, CA 90301
Ms. Libby Vracin Lawndale SD	電話:310-973-1300 4161 West 147 th Street	Fax:310-263-6496 Lawndale, CA 90260
Ms. Erin Smith Lennox SD	電話:310-330-4000 10319 Firmona Avenue	Fax:310-671-1795 Lennox, CA 90304
Mr. Jim Anderson Los Angeles County Office of Education	電話:562-803-8338 9300 Imperial Highway	Fax:562-940-1801 Downey, CA 90242
Ms. Megan Atkins Manhattan Beach USD	電話:310-318-7345 325 South Peck Avenue	Fax:310-303-3826 Manhattan Beach, CA 90266
Dr. Don Austin Palos Verdes Peninsula USD	電話:310-378-9966 375 Via Almar	Fax:310-378-0732 Palos Verdes, Ca 90274
Dr. Aaron Benton Redondo Beach USD	電話:310-798-8683 1401 Inglewood Avenue	Fax:310-798-8689 Redondo Beach, CA 90278
Dr. George Mannon Torrance USD	電話:310-972-6061 2335 Plaza Del Amo	Fax:310-972-6065 Torrance, CA 90509
Dr. Tom Johnstone Wiseburn SD	電話:310-643-3024 13530 Aviation Blvd.	Fax:310-643-7659 Hawthorne, CA 90250
Dr. Michael Jason Southwest SELPA Family Resource Center (ファミリーリソースセンター)	電話:310-944-3217 320 Knob Hill Avenue 電話:310-944-3217	Fax:310-944-3540 Redondo Beach, CA 90277

サウスウエスト SELPA 内のチャーター校に関しては SELPA 事務所にお問い合わせください。代替紛争解決 (“ADR”) サービスに興味がある方は、サウスウエスト SELPA ファミリーリソースセンターに電話(310) 944-3217 内線 248、または E メールで sw_frc@lacoedu までお問い合わせください。